補論 団長所感(防衛大学校教授 立山良司)

最後に、今回の調査を通じて特に気づいた点や強調しておきたい点をいくつか列挙し、本調査報告書の結語とさせていただく。今回の調査は、パレスチナ難民支援を重点に評価した日本では初めての評価調査であった。当初の金額は小さかったとはいえ、日本はUNRWAに対する拠出を国連に加盟する以前から実施し、すでに50年以上に及んでいる。JICAによる技術協力も20年以上にわたり行なわれてきた。その意味で、本件調査はこれまでの支援をレビューし、今後の対パレスチナ難民支援を行う上で極めて重要な意義を有すると思われる。

他方で、これまでパレスチナ難民支援を包括的にレビューする機会に恵まれなかったのはまことに残念である。実際、技術協力が始まってから20年たって初の評価が行なわれるということでは、支援の歴史的経緯を組織ないし制度の記憶として残すことはきわめて困難である。結果として歴史的な経緯は往々にして忘れ去られ、現在の視点での必要性だけに議論が限定される傾向がある。しかしながら、パレスチナ難民に対する技術協力はもともと政治的な配慮から始まったのであり、こうした歴史的な経緯が完全に捨象され、評価が技術的な面だけに限定されるならば、不完全な評価となってしまう。したがって、今後は例えば10年ごとに評価を行うといったようなことを真剣に検討するべきである。

今回の調査を通じて調査団が改めて強く感じたことは、パレスチナ難民の存在自体が極めて政治的であるとの認識を再確認すべきだということである。累次述べてきたことではあるが、パレスチナ難民は日々の食糧や生活にも事欠くような難民ではなく、全体で見れば半数以上はすでに難民キャンプ外で生活している。生活水準の程度の差こそあれ、ほとんどのパレスチナ難民はそれなりに教育を受け、多くが定職を持っている。したがって、中にはパレスチナ難民支援は必要ないと言う関係者さえいる。しかし、右のような議論はパレスチナ難民問題が持つ別の側面、すなわちパレスチナ難民問題が極めて歴史的・政治的であるという側面を無視している。冒頭でも述べたが、パレスチナ難民問題はイスラエルが建国された際の言わば負の遺産であり、その解決に対しては国連を中心とした国際社会は現在も重大な責任を有している。パレスチナ人・難民の側からすれば、自分たちのアイデンティティを保持し歴史の負の部分を記憶に留め、国際社会にその責任を忘れさせないためにも、パレスチナ難民が現在も存続し、問題として未解決であることを絶えず中東和平問題の文脈で掲げているという面がある。その意味で、国際社会はパレスチナ難民問題の当事者であり、相当の責任を有している。

以上の原則論とは別に本報告書で繰り返し述べているように、パレスチナ難民問題をめぐる状況にも変化が生じており、より現実的な対応を模索することが可能との認識が得られたことは、今回の調査の重大な成果である。こうした変化は1990年代初前半に始まった中東和平プロセスの進展がもたらしていることはいうまでもない。その中東和平プロセスは90年代後半に入ると大きく停滞し、2000年以降はイスラエル・パレスチナ間で暴力の嵐が吹き荒れた。しかし、それもようやく沈静化しつつある。もちろん将来を無条件に楽観視することはできないが、パレスチナにおける新しい指導部の誕生やイスラエル政治の再編成などが和平達成の可能性を増大させる方向に作用していることは事実だ。新たに生じつつある和平達成の可能性を現実のものとするためには、当事者の努力の

必要性はいうまでもないが、国際社会の協力もまた不可欠である。

それ故、日本としては国際社会の一員として、また、中東地域の安定に重大な国益を有するものとして、パレスチナ問題解決のための試みにこれまで以上に取り組む必要がある。パレスチナ難民支援はこうした取り組みの核心の一つであり、強いコミットメントをする意味は十分あると考える。パレスチナ難民支援への取り組みはまた、UNRWA 改革に対する日本の積極的な関与を伴う必要がある。日本政府はこれまでも UNRWA 改革を重要課題としてきたが、活動を開始してから半世紀以上を経た UNRWA にとり組織改革は急務である。また、パレスチナ難民をめぐる状況の変化への対応も不可欠である。かかる観点から、日本として特に以下のような改革を UNRWA に求めてゆくことが重要であろう。

UNRWAにパレスチナ難民問題に対しより現実的な対応を求める。

これまで累次述べてきたが、今後は「政治的なシンボルとしてのパレスチナ難民問題と UNRWA」という立場を守りつつも、パレスチナ難民問題に対しては将来における難民の自立・発展を見据えたより現実的なアプローチを進めることが重要である。 具体的に、難民キャンプ周辺コミュニティと連携したプロジェクトの推進や、難民キャンプのインフラ整備と周辺の地域開発との整合性を考慮に入れるよう、UNRWA に働きかけることが考えられる。また、難民の自立化を目指し、より一層マイクロファイナンス・プロジェクトを推進することも考えられる。

● UNRWA に対しより一層の合理化とサービスの質の向上を求める。

難民人口は今後とも高い伸びで増加することが予想されるが、人口増加に応じた UNRWA の予算の伸びは期待できない。したがってより一層の合理化努力を UNRWA に求める必要がある。 具体的には例えば、本部機能の合理化を推進することや、UNRWA の職業訓練校に非難民の子弟を受け入れ一定の料金をとるなど受入国政府などとの共同プロジェクトの可能性を探ることが考えられる。また、UNRWA が運営する学校における教師などの質の低下が指摘されているため、質の向上のための取り組みを行うよう求める。

● UNRWA のガバナンスにおける改革を推進するべく働きかける。

UNRWA は、国連総会に直属し事務総長に責任を負うため、管理・監督されにくいという面がある。また、国連総会決議で正式に認められた諮問委員会の役割は、事務局長のサポートにとどまっている。したがって、UNRWA をより効果的に監督するために諮問委員会の権限を拡大すべきであるとの議論がある。また、現在 UNRWA に関する実質的な討議は、非公式主要ドナー国・ホスト国会合で行われているが、同会合に正式なマンデートを与え、また参加資格を有する国の基準を拡大し、主要 NGO、関連国際機関も含んだ形にすることを検討している。こうした方策をさらに進めて、UNRWA のガバナンスを改善してゆくことが望ましい。

総じていえば、パレスチナ難民支援策を立案・実行するにあたり最も留意すべき点は、パレスチナ難民支援をパレスチナ問題解決への全体的な取り組みの中に位置づけること、並びに難民問題の解決という将来的な視点を取り込むことである。JICA をはじめ日本がより有意義なパレスチナ難民

支援策を立案・実行していくにあたり、本報告書が有効な示唆や参照枠を提供できれば幸いである。

外部有識者レビュー

名古屋大学大学院 国際開発研究科長

中西 久枝教授

関西学院大学 総合政策学部国際開発戦略リサーチセンター長 村田 俊一教授

外部有識者レビューは、本件評価に直接かかわっていない外部有識者に対し、第三者の独立した立場からの最終報告書案へのレビュー (2次評価) を依頼したものである。

特定テーマ評価「パレスチナ難民支援評価」最終報告書(案)へのコメント

中西久枝(名古屋大学大学院国際開発研究科長)

日本のパレスチナ支援が始まってから50年以上の月日が経っている。また、JICAによる技術協力もすでに20年以上実施されてきた。そうした状況の中で、本報告書は、これまでのパレスチナ難民支援を総合的かつ包括的に分析した最初のものである。また、日本の ODA 大綱のなかで平和構築が人間の安全保障という視点をふまえた大きな柱のひとつになっている現在、今後のパレスチナ難民支援のありかたについて、これまでの日本および JICA の支援体制を検討するうえでも重要な視座を提供している。この報告書の意義について以下、いくつかの視点からコメントしたい。

1. 日本およびJICAのパレスチナ難民支援のありかたを国際的視点から分析

本報告書は、日本および JICA のパレスチナ難民支援の歴史と概要およびその特徴について、パレスチナをはじめ近隣諸国でのパレスチナ難民に関する現状と支援の実態調査に基づき執筆されており、その点でも説得力がある。また、日本および JICA の支援のありかたを論じる背景や前提として、パレスチナ難民問題をめぐる基本認識と現状、国連パレスチナ難民救済機関 (UNRWA) の発足とその後の活動の変遷、日本以外のドナーである米英、EU、カナダのパレスチナ難民支援についても、それらの概要を明確に示している。その意味で、日本および JICA の支援のありかたが国際的なパレスチナ難民支援体制のなかでどのような位置を占めるのか、示唆深く論じられている点が評価できる。

パレスチナ難民支援については UNRWA を通じて支援するという日本のこれまでのスキームは、米国、 英国、EU,カナダのように代表的なドナーによっても一般的に共有されていることが、本報告書 で論じられている。さらに、難民問題の存続が政治的なシンボルとしてパレスチナ難民によって捉 えられているという現実から、また UNRWA を通じての難民支援体制は存続すべきであるという観点 からも、日本の UNRWA への拠出金の供与は維持すべきだという提言は妥当であると思われる。

2. JICAによる支援プロジェクトへの評価から学ぶこと

本報告書で最も重要であると思われるのは、第6章の「JICAによるパレスチナ難民支援に対する評価」である。その指標は、戦略性、裨益効果、インパクトの3つである。パレスチナ難民社会に対する裨益効果では、UNRWAに対する支援が当該社会に与えた裨益効果のみならず、草の根・人間の安全保障無償資金協力による具体的な受益者と裨益効果が創出されたことが実証されている点が注目される。また、パレスチナ難民支援を直接の目的としない支援においても、ジェリコ病院建設計画や大アンマン市環境衛生改善計画のように、当該地域社会を超えて近郊の難民に対しても裨益効果があがったプロジェクトもあり、今後の支援のありかたへの重要な視座を提供している。

また、インパクトについては、UNRWA 関係者およびパレスチナ難民キャンプ関係者の多くが日本の支援を周知している事実や日本への親近感を助長していることにつながっているといったインパクトが十分確認されたことが窺える。しかし、複数の支援ツールの連携の実態とその相乗効果について十分に分析する時間的余裕がなかったのはたいへん残念であるので、今後何らかの形でその部分を補填する必要がある。

戦略性からの指標では、極度の政治性をもつパレスチナ難民支援においても、戦略的支援のありかたが必要であるという指摘は特に重要である。特に日本の場合、二国間支援におけるパレスチナ難民支援の位置づけが明確でないという点は本報告書でも示唆されており、今後 UNRWA を通じた支援と二国間支援の連携が模索されてしかるべきだという主張は貴重である。しかしその一方で、国別アプローチや中央政府レベルおよび草の根レベルの援助がより有効性をもつようにするためには、どのような難民支援をパレスチナ周辺諸国で具体的に展開していくべきか、個別のプロジェクト内容が本報告書では描かれていないが、これは JICA 関係者が今後さらに検討していく課題として残されている。

3. 難民支援問題を中東和平という大きな文脈で捉える重要性

最後に、パレスチナ難民支援問題を中東和平という大きな問題との連関性をどう捉え、それをどのように支援体制に反映させるかという点について、2006年2月現在のパレスチナの現況との文脈でふれておきたい。日本はパレスチナ難民問題を、中東和平問題全体の文脈のなかで捉えるべきであるという認識に立脚し、難民受け入れ国への支援を総合的に考えた上で支援すべきだいうのが絶対的な認識であったことが強調されている。この基本認識は、日本のパレスチナ支援政策の根幹に存在するものであり、過去20年の日本の支援の柱であったことは言うまでもない。オスロ合意後の自治政府をめぐるさまざまな政治的・経済的環境変化から、難民を取り巻く状況もかなり変化しており、本報告書でもふれているように、その意味で今後のパレスチナ支援のありかたについては再度検討する時期にあるといえよう。しかしながら、実は2006年1月25日の選挙終了後のパレスチナの状況変化を鑑みると、上述のこの絶対的な基本認識に立った支援が逆に今ほど求められている時代はないように思われる。

2006年に入ってから、パレスチナを取り巻く政治・経済環境はかなりの変化が見られる。2005年9月にイスラエル軍のガザ撤退を果たしたシャロン首相が1月初頭より体調を崩し、シャロン政権の存続がほぼ期待できない状況になっているなか、ポスト・シャロンのイスラエルのパレスチナ和平への路線がどう展開するか未知数は多い。また、1月25日の選挙で大方の予想に反しハマスが勝利を収め、自治政府のなかでどのような役割を果たしそれを国際社会がどのように受容あるいは反発していくか、今後のパレスチナ社会への国際的支援の枠組みそのものに影を落としている。こうした状況下、短期・中期的には欧米諸国が自治政府に対して支援する総額が減少することはありえな

い話ではない。

さらに、2002年以来建設中の西岸の分離壁は全長680 k mのうち、その42%程度が2005年12月現在終了しており、ハマスの評議会選挙での勝利を受けイスラエル政府は残り400 k mの建設のペースを早めているという観測もパレスチナには存在する。この壁の人道的インパクトには大きなものがあり、貧困ラインにいるパレスチナ人の数は UNOCHA の統計によれば1年前と比べ倍増しているという。今後のイスラエルの政策で西岸のユダヤ人入植者がガザで実現したように西岸地域を出てイスラエルに移住していくことは、その人数からしても比較的短期間に期待するのはむずかしい。そのような理想的な状況が生み出されることは多くのパレスチナ支援者が望むところではあると思われる一方、現実的にはかなりの時間がかかる可能性が高い。

事実上、ガザおよび西岸のパレスチナ人・難民の多くは、イスラエル経済や社会経済サービスに依存せざるをえない状況下に置かれてきた一方、分離壁の延長・完成により生活や生存そのものが脅かされるパレスチナ人・難民は今後増大する見通しである。西岸地域のパレスチナ人・難民の人間の安全保障に国際社会がどれだけ貢献しうるのかを考えれば、パレスチナ難民支援の問題を、近隣諸国をも含めた形で総合的に対応していく重要性は今まで以上に現在強まっていると考えられる。

4. おわりに

今後のパレスチナ難民支援は、UNRWA に対する拠出金は継続しつつ、UNRWA を通じた支援と二国間支援の連携をより強化することに加え、UNRWA が従来基本方針に据えてきた人道支援からより開発支援の方にシフトしていく支援の構築の必然性が本報告書では確認されている。そのなかで、拠出金供与国としての日本が UNRWA のガバナンスに関わる問題についても積極的に働きかけていくことが重要だとする調査団長の提言は傾聴に値する。また、より包括的・長期的かつ持続可能なパレスチナ難民支援を構築していくためには、あらゆる支援プロジェクトにおいてパレスチナ難民自身の自助努力を促進する内容、手法を主流化していくことが肝要である。

本報告書はこれまでの日本および JICA のパレスチナ難民支援に対する評価として総括を行っている点においても、さらに、専門家の立場から数多くの示唆深い提言に富んでいる点においてもきわめて貴重であり、パレスチナ難民支援に携わる多くの専門家、実務家にとって汎用性がある。今後の日本および JICA のパレスチナ難民支援が、総合的かつ包括的展開に向けてよりいっそう進展していくのを心から祈念したい。

(2006年2月)

特定テーマ評価「パレスチナ難民支援評価」最終報告書(案)に関するコメント 村田俊一 (関西学院大学総合政策学部 国際開発戦略リサーチセンター長)

はじめに

中東和平の問題は行為主体の利害が複雑化し、その関連からドナー側の支援も多岐にわたっている。昨今、イスラム原理主義組織ハマスが勝利した先のパレスチナ評議会議員選挙後の対応について関係諸国はパレスチナ難民の問題も含めて包括的に協議していくことが望まれている。パレスチナ自治政府のアッバス議長は、ハマスに対し、イスラエル国家の承認、対イスラエル停戦の継続、これまでの自治政府の対イスラエル合意順守の三つを要求する考えを示したといわれているが(イスラエル国家の承認は、米、露、欧州連合、国連の4者がハマスに求めている対自治政府支援継続の条件)、ハマスは拒否しているといわれている。アッバス議長、ハマス、イスラエルの3者の駆け引きが活発化するとみられる複雑な政治環境の中で、日本国政府・JICAのパレスチナ難民支援は柔軟かつ戦略的に継続・実施され、難民支援プロジェクトの内容もガバナンスの観点を含めて、再度検討される余地があるのではないか。パレスチナの新しい政治、経済、社会的動向を考慮にいれて最終報告書(案)に関するコメントをしたい。

1. グローバルな政策関連と戦略性について

ミレニアム開発目標との関連性:2000年の国連総会において各国元首および政府首脳は、世界中に存在する人間開発の著しい不平等を考慮し、グローバルなレベルにおける人間の尊厳、衡平の原則を支持する共同の責任と認めた。2015年までに達成すべき開発貧困撲滅のための8項目からなる目標(極度の貧困と飢餓を根絶する。初等教育の完全普及を達成する。ジェンダー平等を推進し女性に力を与える。乳幼児死亡率を削減する。妊産婦の健康を向上させる。HIV/エイズ、マラリア、その他の実病と戦う。持続可能な環境を確保する。開発のためのグローバル・パートナーシップの推進)を設定した。

日本国政府は、今まで50年以上、上記の政策をパレスチナにおいて地道に実践し、特に保健、教育、 救済・社会事業に成果をあげてきた。この支援は平和和構築支援に先駆け、中東における日本国政 府・JICA が国際社会で信用を得る外交政策としては稀に見る"リスク"を取った開発支援といって も過言ではないだろう。逆説的に考えて、もし50年にわたる日本政府・JICA のパレスチナ難民支援 がまったく実行されなかったならば、中東における日本国政府の信用は国際社会において、どれほ どの非難を浴び、信用の低下につながるか、想像も絶する。この点において、最終報告書(案)の 内容に関して、筆者は支持、同意すると同時に、文献としても、パレスチナ(難民)問題を把握す る上で、質の高い内容であることをここに明記する。

2. 評価の方法

高度に政治性を帯びているパレスチナ(難民)問題に関して、従来のプロジェクト評価項目(妥当性、効率性、効果、インパクト、自立発展性)と異なり、戦略性、裨益効果、そしてインパクトを 重視したことは理解できるが、今後の評価の際には以下の点を含むことを検討していただきたい。

- ・日本政府の援助の歴史的背景と JICA のプロジェクトの歴史をレビューする際、戦略性、裨益効果、インパクトにおいて、時系列的にはどの時期に焦点を当てて評価しているか明記していただきたい。 (第5章はパレスチナの問題を把握する意味で重要ではあるが、表 3-1、表 5-1を参照して、過去10年の枠組みでデータの集積が多いことから、この評価結果は過去10年のデータをもとに作成されているとも解釈できる。)
- ・結論に関して、"今後のパレスチナの支援のあり方"において短期的、中長期的な"Time Frame"を考慮に入れた優先順位を付けるほうが、今後の計画実施にも役立つのではないだろうか。例えば、どのようなプロジェクトが緊急性を帯びて、修正されるべきか、また援助協調の管理の複雑性はUNRWAの組織改革を必要とするが、その具体的なプロセスの提案、等の視点が含まれていればより理解が深まったと思う。
- ・聞き取り調査の標本サイズ(サンプル)において、"P69、現地調査においてそれぞれのプロジェクトに関する関係者からのヒアリングを行い、定性分析を実施した。具体的には、UNRWAの職業訓練関係者、JICAから派遣された専門家、シニア海外ボランティア青年海外協力隊員、UNRWAからJICAの研修に参加した指導員、それぞれのプロジェクトがある難民キャンプ内の住民、関連地方自治体、そしてプロジェクトを運営する、団体関係者に対し、云々」は添付資料2の"面談者リスト"がデータの中心と思われる。今後の課題として、特に難民キャンプ内の受益者に関して、どのような意見が出されたのか要旨を整理することを検討していただきたい。これは受益者・住民のニーズを把握する上で大変重要と考える。

・最近は受益者独自の評価 "Beneficiary Evaluation" という方法も実践されており、今後は受益者独自の評価・第3者評価を組み合わせた多角的な評価方法も考慮されるべきであろう。治安・安全管理上、Key Factor となるガザ地区が調査されていないことから今後の評価の課題として検討していただきたい。

最後に

2月18日にパレスチナ自治政府の評議会が招集されるが欧米諸国が求めているイスラエルの生存権に対して、ハマスは「どんな圧力を受けても、我々の敵イスラエルは認めない」と述べていることから、パレスチナ問題は政治的にさらに複雑化するであろうし、一般住民・貧困層を巻き込んだ社会不安の火種にもなりかねない状況である。その意味でも、日本政府・JICAの平和構築事業の一環として、柔軟性のある、きめ細かな、そして一般の弱者住民を含めた難民プログラムが期待される。特に UNRWA の行政サービスの質的高揚を促し、レバノン、ヨルダン、シリア、そしてパレスチナを含んだ地域全体を観察しながらパレスチナ難民を対象とした支援の配分、とりわけ、レバノン、ガザ地域を対象とするプロジェクトの案件を検討するフォーラムを設置することが必要となろう。パレスチナ難民問題に関する政治的な意味での戦略性もさることながら、地道な、弱者住民(パレスチナ難民のみならず共生・共存している地域住民)に対する支援(教育、医療・公衆衛生、インフラ、等)は地域の特性と住民のニーズに応じた形で、(人口増加による問題、難民の間における貧富の差の緩和も含めて)、変化する環境に即応できる効率的・効果的なパレスチナ自治・行政サービス体制を構築していくことが、求められているのではないだろうか。

(2006年2月)

添付資料

(添付資料1)調査日程

日順	月日 (曜日)	行 程		調査業務概要・訪問先	
1	7月25日(月)	羽田-関空	20:40	日本出発(JL1319)-西田団員	
		ードバイ			
2	7月26日(火)	ドバイー	15:55	アンマン着 (EK903)	
		アンマン		JICA 事務所 打合せ	
3	7月27日(水)	アンマン		日本大使館表敬	
			12:30	大アンマン市市役所 (保健・環境次官)	
4	7月28日(木)	アンマンー	9:00	アンマン発	
		ダマスカス	11:00	ヨルダン出国	
			12:00	シリア入国	
			14:00	ダマスカス着	
			14:30	JICA 事務所打合せ	
			15:30	在シリア日本大使館表敬	
5	7月29日(金)	ダマスカス		予備調査	
6	7月30日(土)	ダマスカス		予備調査	
7	7月31日(日)	ダマスカス	9:00	シリア政府国家企画庁	
			9:45	労働・社会省パレスチナ難民局	
			13:00	UNRWA シリア事務所(次長)	
			13:55	UNRWA シリア事務所(教育プログラム主任)	
8	8月1日(月)	ダマスカス	9:00	UNRWA 教育開発センター	
			11:00	UNRWA ダマスカス職業訓練センター	
			15:00	カナダ大使館	
			20:40	笠井団員日本発(JL1319)	
9	8月2日(火)	ダマスカス	11:15	カバル・エシェット難民キャンプ	
			14:45	在シリアEU代表部	
			16:05	笠井団員ダマスカス着(EK911)	
			17:30	JICA 事務所打合せ	
			18:00	UNICEF シリア事務所	
10	8月3日(水)	ダマスカス	9:00	アル・ヤルムーク難民キャンプ	
			11:00	アル・ヤルムーク自治体	
			1:30	UNRWA レバノン事務所教育プログラム主任との協議	
11		ガーコエコ	15:30	在シリア日本大使館報告	
11	8月4日(木)	ダマスカス	9:00	ダマスカス発	
		ーヨルダン ーテルアビブ	11:00 12:00	シリア出国	
		<i> </i>	12:00	ヨルダン入国コルダン国内投動	
			14 . 00	ヨルダン国内移動	
			14:00 15:00	ヨルダン出国 イスラエル入国	
			17:00	イベノエル人国 テルアビブ着	
			19:00	ブルグピク看 JICA 事務所打合せ	
12	8月5日(金)	 西岸	9:00	日本ボランティアセンター (JVC)	
12	0710日(亚)	(エルサレム	10:30	UNRWA 西岸事務所	
		(エルリレム) /アイザエリ)	13:00	NGO (シャローク・ソサイエティー・チャリタ	
			10.00	ブル・フォー・ウーマン)	
			14:00	アイザエリ地区	
			17:00	在イスラエル日本大使館表敬	
	L	L	11.00	エ 1 ハノー/* 日/十八以昭久以	

1.0	о П с П ()	西岸	0.00	DI O #F E E	
13	8月6日 (土)	四圧 (ラマッラ)	9:00 11:00	PLO 難民局 PA 計画庁	
		(/~ " /)		PA 計画川 ラマッラ市	
			12:00 12:45	フィックロ 立山教授日本発(JL411)	
			13:30	立口教授日本先(JL411) カランディア難民キャンプ	
1.4	8月7日 (日)		01:20	<u> </u>	
14	8月 (日)		01:20	立口教授/ルノモノ有(ML401) 予備調査	
1.5	8月8日 (月)	ー テルアビブ	9:30	「畑神鱼 イスラエル外務省	
15	0月0日 (月)	<i>ブル</i> ノしノ 西岸	13:00	リNRWA カランディア職業訓練センター(帰国研修	
		四戸 (ラマッラ)	13.00	目)	
		テルアビブ	17:00	頁/ ECHO	
16	8月9日 (火)	<u> </u>	9:00	ジェリコ病院	
10		(ジェリコ)	10:00	ジェリコ市	
			11:00	ジェリコ県知事表敬	
			12:00	YMCA	
			13:30	アクバット・ジャバール難民キャンプ	
			17:30	JICA ガザ事務所 TV 会議	
17	8月10日 (水)	西岸	9:00	ベツレヘム市	
1.		(ベツレヘム)	12:00	NGO (イブダ)	
			13:30	デヘイシャ難民キャンプ	
18	8月11日 (木)	西岸	9:00	CIDA	
		(ラマッラ/	10:30	住宅・公共事業省	
		エルサレム)	12:00	パレスチナ赤新月社	
			14:00	NGO (アネラ)	
			16:00	イディオット・アハロノット新聞社	
19	8月12日(金)	西岸	9:00	UNRWA 西岸事務所(渉外部長)	
		(エルサレム)	10:00	UNRWA 西岸事務所(オペレーション次長)	
			14:30	USAID	
			16:30	在イスラエル日本大使館報告	
20	8月13日(土)	テルアビブ	9:00	テルアビブ発	
		ーアンマン	12:00	イスラエル出国	
			13:00	ヨルダン入国	
			14:00	アンマン着	
			15:00	JICA 事務所打合せ	
21	8月14日(日)	アンマン	8:30	UNRWA ヨルダン本部(教育局職業訓練部)	
			9:30	UNRWA ヨルダン本部(教育部長)	
			10:00	UNRWA ワディ・シール訓練センター(帰国研修員)	
			12:00	ヨルダン政府パレスチナ難民局	
			15;00	アンマン・ニュー・キャンプ	
	00450 (0)	— :	16:00	ジャバル・アル・フセイン難民キャンプ	
22	8月15日(月)	アンマン	9:00	バカア難民キャンプ	
			11:00	ジェラシュ難民キャンプ	
			14:30	UNRWA ヨルダン本部(保健局長)	
00	0 10 (.1.)	7) (-1) (15:30	在ヨルダン日本大使館報告	
23	8月16日(火)	アンマン	9:00	JICA 事務所打合せ	
			12:00	大アンマン市 (保健・環境次官)	
0.4	0月17日 (水)	アンタン	17:15	立山教授アンマン発 (EK3904)	
24	8月17日(水)	アンマン	11:00 12:35	EU 笠井団員アンマン発(EK3904)	
			12:35		
OF.	8月18日(木)			計画・国際協力省 (MOPIC) ザルカ難民キャンプ	
25	0月10日(小)		9:00		
			10:30	アル・スクネ難民キャンプ	
96	9月10日(公)	アンラン	13:30	USAID 子供調本,想生事作成	
26	8月19日(金)	アンマン		予備調査・報告書作成	

27	8月20日(土)	アンマン	予備調査・報告書作成	
28	8月21日(日)	アンマン	予備調査・報告書作成	
29	8月22日(月)	アンマン	10:00 ヨルダン職業訓練センター	
30	8月23日 (火)	アンマン	10:00 バカア難民キャンプ	
			11:00 エイン・エルバシャ訓練センター	
			14:30 在ヨルダン日本大使館報告	
			16:30 JICA 事務所報告	
31	8月24日 (水)		12:35 西田コンサルタント アンマン発 (EK3904)	
32	8月25日(木)		17:20 西田コンサルタント 日本着 (JL5090)	

(添付資料2) 面談者リスト

シリア

マング	G Th	
国家企画庁	State Planning Commission	
Mr. M. Bassam Al-Sibai	Deputy Head of State Planning commission	
社会・労働省パレスチナ難民局 (GAPAR)	General Authority for Palestine Arab Refugees	
Mr. Ali Mostafa	Director General	
UNRWA シリア事務所	UNRWA Syrian Arab Republic Field Office	
Ms. Patricia Mc Phillips	Deputy Director	
Mr. Mahmoud Badran	Chief Field Education Programme	
UNRWA 教育開発センター	UNRWA Education Development Center	
Mr. Mohammad Ammouri	Deputy Chief Field Edu. Programme/School Edu. Officer	
(氏名不詳)	UNRWA 教育開発センター所長	
イブラヒム・サフェア	UNRWA 監督官(音楽)	
イマド・アブド・アル・ハフェズ	UNRWA 監督官(体育)	
古川 浩一	青年海外協力隊員(視聴覚教育)	
伊藤州一	青年海外協力隊員(IT 教育)	
UNRWA ダマスカス職業訓練センター	UNRWA Damascus Training Center	
イサム・アル・カディ	ダマスカス職業訓練センター副所長	
マジェド・アル・ナデル	UNRWA 監督官(電子技術)	
ゼダン・アル・ヤティーム	UNRWA 監督官(建設機械)	
天田 重庚	シニア・ボランティア(機械)	
神田 茂樹 シニア・ボランティア (配管)		
UNRWA レバノン事務所	UNRWA Lebanon Field Office	
Ms. Afaf Younis	Chief, Field Education Programme	
カバル・エシット・パレスチナ難民キャンプ		
アレフ・シーク	社会サービス担当官	
アル・ヤルムークパレスチナ難民キャンプ	Al-Yarmouk Camp	
Mr. Mohammad Ammouri	Deputy Chief Field Edu. Programme/School Edu. Officer	
Mr. Mahir Hamadah	Engineer	
フッサム・アル・デビー	保健プログラム副主任	
在シリアカナダ大使館 Embassy of Canada		
Mr. Christopher Hull	Counselor (Political)	
在シリアEU代表部	European Union Delegation of the European Commission	
Mr. Andrea Matteo Fontana	First Secretary (Head of Economic Co-operation Section)	
UNICEF シリア事務所	UNICEF	
Mr. Marc Lucet	Programme Officer	
Mr. Mohamad Kanawati	Assistant Project Officer	
	1 A	

パレスチナ

PLO 難民局 PLO Department of Refugee Affairs		
Mr. Saji Salameh	Director General	
PA 計画庁	PNA Ministry of Planning	
Mr. Ibrahim Abdelrahim	Director of North. South America and Far East Country	
住宅・公共事業庁	Ministry of Public Works & Housing	
Dr. Mohammad Shtayyeh	Minister	
イスラエル外務省	Israeli Ministry of Foreign Affairs	
Mr. Aharon Leshno Yaar	Deputy Director General, Head of UN & Int 1 .Org. Dep.	
Mr. Rony Adam	Director of Dep. for Political Affairs at UN	
Mr. Dalia Grad Efrat	First Secretary of Department for Political Affairs at UN	

UNRWA 西岸事務所	UNRWA West Bank Field Office	
Dr. Muhannad S. Beidas	Chief, Field Education Programme	
Mr. Ghassan M. Madieh	Field Sanitary Engineer	
Mr. Andrew Whitley	Director of External Relations Department	
安藤直美	External Relations & Projects Officer	
Mr. Anders Fange	Director of UNRWA Operations West Bank	
Mr. Jean Tissot	Deputy Director of UNRWA Operations West Bank	
カランディア職業訓練センター	Kalandia Training Center	
Mr. Adeeb I Suleiman	Engineer	
カランディア難民キャンプ	Kalandia Camp	
ユシフ・ホシヤ	UNRWA エルサレム地域担当	
Mr. Khalil Asous	Service Officer	
Dr. Ibrahim Jaber	Mobile Clinic doctor	
アクバット・ジャバール難民キャンプ	Aqabat Jabr Camp	
Mr. Ghassan M. Madieh	Field Sanitary Engineer	
デヘイシャ難民キャンプ	Dheisheh Camp	
アムハド・アブ・ラバン	Director	
フセイン・シャヒーン	Council member	
ラマッラ市	Ramallah Municipality	
Mr. Issam Rafidi	General Director	
Mr. Mahew Natoun	Financial Director	
ジェリコ市	Jericho Municipality	
Dr. Sami F. Musallam	Governor	
Basel A. Hijazi		
Maser A. Frijazi ベツレヘム自治体	Head of Engineering Department Pathlaham Municipality	
Dr. Victor Batarseh	Bethlehem Municipality	
Mr. Judeh Morkus	Mayor City Engineer	
ジェリコ病院		
サミ・ハサン	Jericho Hospital 第二副院長	
りょ・ハッン イディオット・アハロノット新聞社	另一門尼文 Yedioth Ahronoth	
Mr. Ronni Shaked	Journalist H.S. Assess for Leavest and Development	
USAID Mr. R. David Harden	U.S. Agency for International Development	
	Deputy of Mission Director Chief of Program & Project development Office	
Dr. Dan W. Blumhagen	Chief of Program & Project development Office	
ECHO	European Commission Humanitarian Aid	
Mr. Alberto Oggero	Expert of Palestine Territories	
CIDA	Canadian International Development Agency	
Mr. Dominique Rossetti	Deputy Representative	
Mr. Ra'id N. Malki	Deputy Head of Canadian Cooperation Program	
パレスチナ赤新月社	Palestinian Red Crescent Society	
Mr. Younis Al-Khatib	President	
NGO アネラ	American Near East Refugee Aid (ANERA)	
Thomas Neu Middle East Representative		
Mr. Jamal El-Aref	Deputy Middle East Representative	
Mr. Robert Mosrie	Regional Program Manager	
YMCA	YMCA	
Mr. Judeh N. Majaj	General Secretary	
Mr. Adnan Shalaldeh	Program Director	
日本ボランティアセンター	Japan International Volunteer Center	
藤谷リカ	Program Coordinator	
NGO 地に平和		
太田道子		

NGO イブダ	I b daa (NGO)
ジアッド・アッバス	イブダ文化センター所長
シャローク・ソサイエティー・チャリタブル・フォ	Shorok Society charitable for women(NGO)
ー・ウェメン	Representative
Ms. Fatima Fara'on	

ヨルダン

ヨルダン政府外務省パレスチナ局	Department of Palestinian Affairs	
Mr. Wajeeh Azayzeh	Director General	
計画・国際協力省	Ministry of Planning and International Cooperation	
Mr. Nasser Shraideh	Director of International Cooperation Department	
UNRWA ヨルダン本部	UNRWA Headquarters, Amman	
Mr. Kabir Shaikh	Director of Education	
Mr. Salim Shehadeh	Chief of Technical & Vocational Edu. & Training Division	
UNRWA ワディ・シール訓練センター	UNRWA Wadi Seer Training Center	
Mr. Rushdi Husni Alqam	Vocational and Technical Education & Training Specialist	
アンマン・ニュー・キャンプ	Amman New Camp	
Mr. Kamal Mass	アンマン・ニュー・キャンプ・サービス委員	
Mr. Omrau Khcvil	アンマン・ニュー・キャンプ・サービス委員	
ジャバル・アル・フセイン難民キャンプ	Jabal el-Hussein Camp	
(氏名不詳)	ジャバル・アル・フセイン・キャンプ・サービス委員	
	長他	
バカア難民キャンプ	Baqa'a Camp	
Mr. Ismael Saleh	Area Officer	
ジュラシュ難民キャンプ	Jerash Camp	
Mr. Mahmoud Abdullah	Area Officer	
Mr. Hassan Bahjat Al-Kisswany	Field Social Services Officer	
ザルカ難民キャンプ	Zarqa Camp	
(氏名不詳)	ザルカ・キャンプ・サービス委員長他	
アル・スクネ難民キャンプ	Al Sukhne Camp	
(氏名不詳)	パレスチナ難民局(DPA)事務官他	
ヨルダン職業訓練センター	Jordan Training Center	
ヘシャム・ラワシュデ	職業訓練協力局長補佐	
エイン・エルバシャ訓練センター		
モードク・アル・マスリ	エイン・エルバシャ職業訓練センター所長	
大アンマン市	Municipality of Greater Amman	
Dr. Hussein Zaki Said	Under Secretary Assistant for Health & Environment Affairs	
USAID	U.S. Agency for International Development	
Mr. Michael T. Harvey	Deputy Director	
Mr. Claire Kaneshiro	Regional Refugee Coordinator	
EU	European Union	
Mr. Penelope Andre-Eklund	Development & Regional Cooperation	

(添付資料3) UNRWA 登録難民と UNRWA 公式パレスチナ難民キャンプの国別の状況 (2005年3月31日現在³³)

1. ヨルダン

地域	キャンプ名	UNRWA 登録難民数
アンマン南部	アンマン・ニュー・キャンプ	50,703
	タルビエ・キャンプ	871
小計		51,574
イルベッド	イルベッド・キャンプ	24,351
	ホスン緊急避難キャンプ	20,988
	ス一フ緊急避難キャンプ	15,882
	ジェラシュ緊急避難キャンプ	15,488
小計		76,709
アンマン北部	ジャバル・アル・フセイン・キャンプ	29,998
	バカア緊急避難キャンプ	68,386
小計		98,384
ザルカ	ザルカ・キャンプ	18,004
	マルカ緊急避難キャンプ	38,425
小計		56,429
その他		87
合計		283,183

2. パレスチナ

(1) ガザ

地域	キャンプ名	UNRWA 登録難民数
ジャバリア	ジャバリア・キャンプ	106,691
リマル	ガザ・ビーチ・キャンプ	78,768
ヌセイラット	ヌセイラット・キャンプ	57,120
デイル・エル・バラ	デイル・エル・バラ・キャンプ	19,534
ブレイジュ	ブレイジュ・キャンプ	28,770
ハーン・ユニス	ハーン・ユニス・キャンプ	63,219
ラファ	ラファ・キャンプ	95,187
マガジ	マガジ・キャンプ	22,266
合計		471,555

³³国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) (2005 年 3 月 31 日現在) (http://www.un.org/unrwa)

(2) 西岸

地域	キャンプ名	UNRWA 登録難民数
ジェリコ	アクバット・ジャバール・キャンプ	5,510
	エイン・スルタン・キャンプ	1,723
小計		7,233
エルサレム	シュファット・キャンプ	10,069
	アマルト・キャンプ	8,805
	カランディア・キャンプ	10,024
	デイル・アマル・キャンプ	2,275
	ジャラゾン・キャンプ	10,390
小計		41,563
ヘブロン	ファッワル・キャンプ	7,630
	アロウブ・キャンプ	9,859
	デヘイシャ・キャンプ	12,045
	アイダ・キャンプ	4,534
	ベイト・ジブリン・キャンプ	2,025
小計		36,093
ナブルス	ファラ・キャンプ	7,244
	デイル・エル・バラ・キャンプ	6,508
	アスカル・キャンプ	14,629
	バラタ・キャンプ	21,903
	トゥルカルム・キャンプ	17,455
	ヌル・シャムス・キャンプ	8,659
	ジェニン・キャンプ	15,496
小計		91,894
ガザ難民		4,458
合計		181,241

3. シリア

地域	キャンプ名	UNRWA 登録難民数
ダマスカス	カーン・エシュ・シエ・キャンプ	16,108
	カーン・ダノウン・キャンプ	8,500
	スベイネ緊急避難キャンプ	17,261
	カバル・エシット緊急避難キャンプ	19,475
	ジャラマナ緊急避難キャンプ	3,721
小計		65,065
南部	デラ・キャンプ	4,952
	デラ緊急避難キャンプ	4,354
小計		9,306
ホムス-ハマ	ホムス・キャンプ	13,230
	ハマ・キャンプ	7,578
小計		20,808
北部	ネイラブ・キャンプ	17,703
小計		17,703
合計		112,882

4. レバノン

地域	キャンプ名	UNRWA 登録難民数
ベイルート	マル・エリアス・キャンプ	612
小計		612
山岳部	ブルジュ・バラジュネ・キャンプ	15,484
	ディクワネ・キャンプ	9,178
	ドゥバイエ・キャンプ	4,002
	チャティラ・キャンプ	8,212
小計		36,876
サイダ	エイン・エル・ヒルウェ・キャンプ	45,004
	ナバティエ・キャンプ	7,104
	ミア・ミア・キャンプ	4,473
小計		56,581
タイア	バス・キャンプ	9,287
	ラシディエ・キャンプ	25,745
	ブルジュ・シャマリ・キャンプ	18,625
小計		53,657
トリポリ	ナール・エル・バレド・キャンプ	30,439
	ベダッウィ・キャンプ	15,641
小計		46,080
ベッカー	ワベル・キャンプ	7,551
小計		7,551
その他		9,595
合計		210,952

以上

(添付資料4) 国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA) 中期計画(MTP) (2005-2009) (要約)

- 1. 戦略的枠組み: UNRWA はパレスチナ難民の生活水準を国際基準にまで回復し、自助と持続的な 人間開発へと導くことを目的とする。
- 2. **低下しつづける指標**:かつて UNRWA が成功を誇っていた保健、教育、救済・社会事業等における指標が現在では低下しており、国際水準のみならず受入国と比較しても低い水準にある。特に、教育や保健セクターにおいては、施設、機材、そして人材のいずれの面でも不足が生じており、クラスの人数が多すぎる、2シフト制の授業が余儀なくされる、教員一人当たりの生徒が多すぎる、クリニックが混雑している、医者及び看護婦が不足しているなどの問題が生じている。また、難民キャンプの住宅も損傷や磨耗がひどく、不衛生な状態に置かれている家屋が多い。

3. 中期計画の4つの目標

- (1) UNRWA が提供するサービスを受入国及び国際水準に適ったものにする。特に、教育セクターでは、一クラスの人数を少なくし、教員一人当たりの生徒数を、少なくとも受入国の水準にまで抑えることが喫緊の課題である。保健セクターにおいては、医師一人当たりの患者数を少なくとも受入国水準まで下げることが、最も重要である。救済・社会サービス事業においては、社会的弱者にサービスが行き届くよう配慮することが重要な課題である。
 - 費用見積:777.2百万米ドル(中期計画全予算の約70%)(教育:385.4百万米ドル、保健:71.1百万米ドル、難民キャンプ開発:314.6百万米ドル、救済・社会事業:6.1百万米ドル)
- (2) パレスチナ難民の中でも特に恵まれない難民のニーズを満たすようにする。そして、住居の状況と貧困とに相関関係が見られることから、シェルターの修復、各種インフラの改善、そして環境・衛生整備にも重点を置く。
 - 費用見積:228.7百万米ドル (中期計画全予算の約21%) (教育:8.0百万米ドル、保健:85.5百万米ドル、難民キャンプ開発:103.2百万米ドル、救済・社会事業:32.0百万米ドル)
- (3) パレスチナ難民の潜在的な経済力を最大限に発揮させる。そのために、マイクロエンタープライズ・マイクロファイナンス開発事業を実施する。
 - 費用見積:89.9百万米ドル (中期計画全予算の約8%) (教育:44.1百万米ドル、マイクロエンタープライズ・マイクロファイナンス開発事業:45.8百万米ドル)
- (4) UNRWA 内のキャパシティを一層向上させる。これまで UNRWA 職員のキャパシティ向上には十分な注意が払われてこなかったことから、重点課題とする。また、UNRWA 職員は99%がパレスチナ人(その多くが難民)であることから、UNRWA 職員のキャパシティ向上は、パレスチ

ナ難民コミュニティにも裨益する。

● 費用見積:11.9百万米ドル(中期計画全予算の約1%)(教育:3.5百万米ドル、保健:2.1 百万米ドル、救済・社会事業:4.1百万米ドル、その他2.2百万米ドル)

以上の4つの目標は、パレスチナ自治政府の中期開発計画(MTDP)とおおむね一致する。また、パレスチナ難民の現状や支援ニーズに関する調査が、ジュネーブ開発研究大学院パレスチナ部(Palestine Research Unit of Geneva's Graduate Institute of Development Studies)及びルーベイン・カトリック大学(Catholic University of Louvain)によって、2005年9月までに完了する予定であり、同調査の結果が今後の支援のベースラインとなる。

4. UNRWA の運営における優先事項

- (1) データを収集、分析、そして活用する能力を向上させ、UNRWA の予算プロセスにも役立てること。
- (2) UNRWA が実施するプログラムにおいて各セクター間の連携を強化すること。
- (3) 他の国連機関との連携を強化すること。
- (4) 主要ドナーとの連携を緊密にし、より効率的な運営を目指すこと。

5. 中期計画が前提とするシナリオ

- (1) 中東和平プロセスに具体的な進展がほとんど見られず現状が続く場合(シナリオ1):この 場合、中期計画に挙げられている目標は限られた範囲でしか達成されないと考えられる。
- (2) 国際協調を図らずイスラエルが一方的に分離を決定する一方、緊張が続くといった短期的な進展が見られる場合(シナリオ2):この場合、ドナーからの協力も増え中期計画の目標が達成されるものもあるが、短期的な効果にとどまると考えられる。よりパレスチナ難民が自立発展的で長期的な開発目標を実現するためにはいまだ障害が残ると考えられる。
- (3) 全ての面で進展が見られ、ロードマップが実現される場合(シナリオ3):この場合、中期 計画はその目標を全て達成し、パレスチナ難民が自助と人間開発を十分に達成する。
- (4) 以上の3つのシナリオを描くに際しては、いくつかの前提を想定している。特に重要なのは、以上3つのシナリオはいずれも、各ドナーからの支援が十分に得られることを前提としている点である。

6. 教育プログラム

(1) 課題

- 一クラスあたりの生徒数及び教員一人当たりの生徒数が多すぎ、UNESCO が定める基準を満たしていない。また、UNRWA の学校の77%が 2シフト制である。さらに施設・機材が不十分である。
- 教員やサポートスタッフの勤務環境が受け入れ国の水準よりも低い。
- 紛争の影響により、学校運営や授業を十分に行うことができない。

- 技術・職業訓練に対する需要に供給が追いついていない。
- パレスチナ自治政府は第10学年を導入したが、UNRWA はこれについていくことができないでいる。

(2) 目的

- 1) UNRWA が提供するサービスを受入国及び国際水準に適ったものにする(中期計画の第一目標)。
 - 質の高い教育と学習機会へのアクセス(IT学習とIT機材)を向上・整備する。
 - 学習に必要なインフラ(学校、教室)の整備・改修を行う。
 - 奨学金を再び導入し、ガザと西岸における教育システムをパレスチナ自治政府 の教育システムに則ったものにし、さらに早期教育を拡充する。
- 2) パレスチナ難民の中でも特に恵まれない難民のニーズを満たすようにする(中期計画の第二目標)。
 - 特別なニーズを持った子供達に対するサポートを強化する。
- 3) パレスチナ難民の潜在的な経済力を最大限に発揮させる(中期計画の第三目標)。
 - 技術・職業訓練センター等のシステムや施設・機材を拡充・最適化する。
- 4) UNRWA 内のキャパシティを一層向上させる(中期計画の第四目標)。
 - 教育局内のキャパシティ(教育マネージメント情報システム等)を向上させる。

7. 保健プログラム

(1) 課題

- 保健プログラムは恒常的に資金が不足しており、UNRWAの保健スタッフは過剰労働の状態にある。また、基準を満たした能力あるスタッフが少なく、施設の状態も悪い。
- 水、衛生、環境状態が、特にガザ、西岸そしてレバノンにおいて、悪い状態にある。
- パレスチナ難民は、伝染病、伝染病以外の病気、精神病や心理的な問題、そして栄養不良 といった問題を抱えている。特に、子供や妊婦はビタミンAや鉄分が不足している。
- ガンや障害の早期発見・治療が十分に行えない。
- ◆ 全てのプログラムにおいてジェンダーの視点が主流となっていない。

(2) 目的

- 1) UNRWA が提供するサービスを受入国及び国際水準に適ったものにする(中期計画の第一目標)。
 - 医師や医療スタッフの過剰労働をなくす。
 - 施設や機材の拡充を通じ、難民に対する基礎保健サービスのアクセスを向上させる。
 - 平等で持続可能な総合病院システムを導入する。
 - 心理カウンセリングやコミュニティ・メンタル・ケアを拡充・導入し、子供達 の障害を早期に発見・治療するシステムを設立し、女性の間のガン検査を導入

する。

- 2) パレスチナ難民の中でも特に恵まれない難民のニーズを満たすようにする(中期計画の第二目標)。
 - 非衛生によって生じる疾病を予防するため、難民キャンプの環境衛生状態を改善する。
- 3) UNRWA 内のキャパシティを一層向上させる(中期計画の第四目標)。
 - 保健局内のキャパシティ(特に IT を利用した保健サービスの運営やモニタリング)を向上させる。

8. 救済・社会サービス

(1) 課題

- 度重なる紛争による被害、経済不況、高い人口増加率により、貧困、社会的弱者、社会心理学的問題が増加している。
- 資金不足が慢性化し、食糧・現金支援が不規則になっている。
- UNRWA の受益者である難民というステータスが、受入国において難民が経済・社会活動を 行う際の妨げとなっている。
- 難民の生活状況に関する最新の生活かつ最新の情報が不足しており、またこれを収集・分析する能力が不十分である。

(2) 目的

- 1) UNRWA が提供するサービスを受入国及び国際水準に適ったものにする(中期計画の第一目標)。
 - ソーシャル・ワーカーの増員、過剰労働の削減、そして IT の導入によりソーシャル・セーフティ・ネットを拡充する。
- 2) パレスチナ難民の中でも特に恵まれない難民のニーズを満たすようにする(中期計画の第二目標)。
 - コミュニティセンターを更に設立し、コミュニティを中心とした社会サービス を、特に若年層であるまたは障害のある女性に対し拡充する。
 - マイクロクレジット・コミュニティ支援プログラムを通じて、優遇されたローンを提供する。
 - 特に困難な立場にある社会的弱者の財政的困難を緩和する。
- 3) UNRWA 内のキャパシティを一層向上させる(中期計画の第四目標)。
 - 救済・社会サービス局のキャパシティとプログラムの運営の強化・向上を図る。

9. マイクロエンタープライズ・マイクロファイナンス開発プログラム

(1) 課題

● シリア、ヨルダン、パレスチナにおけるマイクロファイナンス市場は依然として未発達の

ままである。

- 女性、若年層そして障害者のマイクロファイナンスに対するニーズは特に大きく、また、 ビジネス訓練の必要性も高い。
- 様々な規制や危機により、有効なマイクロファイナンス業務を展開することができないでいる。
- マイクロエンタープライズそしてマイクロファイナンス開発プログラムは一般予算から 資金を受けておらず、今後5年間で更なる資金投入が必要となっている。

(2) 目的

- 1) パレスチナ難民の潜在的な経済力を最大限に発揮させる(中期計画の第三目標)。
 - 13の現地事務所を新たに西岸、ヨルダンそしてシリアの都市部に設立し、マイクロファイナンスの市場を開拓する。
 - ▼イクロクレジット供与を拡大する。
 - ガザやシリアのグループ、特に貧困層や女性のグループに対するローン供与を 拡大する。
 - ガザにおいて消費者金融ローンの供与を拡大する。
 - パレスチナ、ヨルダン、そしてシリアにおける小規模企業ローンの供与を拡大・ 導入する。
 - 住宅ローンを新たに導入する。

10. 業務・技術サービス局

(1) 課題

● シェルターやインフラ整備の優先順位が低いこともあって、これらに対する予算の確保が 困難であり、ドナーの支援が必要となっている。

(2) 目的

- 1) UNRWA が提供するサービスを受入国及び国際水準に適ったものにする(中期計画の第一目標)。
 - 難民キャンプ開発政策を実施する。
 - 住居の建替を実施し、インフラ整備といった難民キャンプ開発を実施する。
 - 資金が不足していることもあり、以上の目的を達するために、段階的アプロー チを実施する。
- 2) パレスチナ難民の中でも特に恵まれない難民のニーズを満たすようにする(中期計画の第二目標)。
 - シェルターの改修を実施する。
 - 受益者はニーズ・ベースで選ぶこととする。
 - 難民キャンプのインフラを改修・向上する。

以上

(添付資料5) 主要ドナーのパレスチナ支援・パレスチナ難民支援プロジェクト

1. カナダ国際開発庁(CIDA)が実施する主なパレスチナ支援・パレスチナ難民支援プロジェクト

	プロジェクト名	期間	供与額
	補習のための遠距離教育プロジェクト	2003-2004	5,000,000
	難民キャンプの家族再会プロジェクト	2000-2002	2,600,000
	コミュニティ・コーナー・プロジェクト	2000-2004	1,700,000
	地域のイニシアティブ支援基金	実施中	1,000,000(毎年)
	パレスチナ地方自治体運営プロジェクト	2002-2004	3,000,000 (フェーズ2)
	パレスチナ人女性向けの技術・職業訓練プロ		
	ジェクト	2001-2006	4,000,000
	子供の福祉プロジェクト	2002-2005	5,000,000 (フェーズ2)
	国連開発計画緊急支援プログラムへの協力	2002-2003	5,000,000
パレスチナ	雇用創出社会開発プロジェクト	2001-2003	5,000,000
ハレステナ	西岸の地雷に関する意識向上プロジェクト	2002-2003	50,000
	UNRWA の緊急支援アピールに対する協力	2000-2003	5,250,000
	パレスチナ住宅ローン・住宅建設協力	1999-2004	3,000,000
	国際赤十字委員会への協力	2000-2003	3,350,000
	国連人道問題調整事務所への協力	2002-2003	400,000
	緊急水資源開発プロジェクト	2002-2003	100,000
	民主化教育強化プロジェクト	2000-2002	49,841
	青少年の暴力予防プログラム	2000-2002	174,192
	演劇プロジェクト	2002-2003	290,000
	労働組合教育プログラム	2003-2006	20,000
	パレスチナ人女性に対する奨学金供与	2000-2006	1,000,000
レバノン	学校課外活動に対する支援プロジェクト	2001-2003	139,164
	地域のイニシアティブ支援基金	2002-2003	350,000

2. 英国国際開発庁 (DFID) のパレスチナ支援プロジェクトと支出の状況

7.	1. 火車車を発売し、シェン・シェン・大道・エン・トン・アメージ・アン・フェン・シェン・フェン・フェン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン	のので		0004年在十二日第十二
· · ·	254	割司丁昇	2003/4平茂文田	2004/3年長文田兄債もり
和平への期待増進				
UNRWA(一般基金)	難民への教育・医療・社会サービス	毎年度の政府決定による	19,500,000	8,500,000
交渉支援ユニット	最終地位交渉の準備に向けた政策・法律・コミュニケーション支援	9,200,000	1,618,914	1,500,000
警察支援	アドバイザー派遣、機材供与、長期計画の策定	3,000,000	350,000	1,000,000
帯水層の持続的な管理	西岸・ガザにおける帯水層の持続的な産出能力に対する理解向上	3,500,000	1,053,302	750,000
UNSCO 社会経済調査	UNSCO の社会経済調査ユニット支援	200,000	200,000	0
他の紛争削減・平和構築	未決定			
より効果的で説明責任があり包括的なパレスチナの統治機構支援	いたスチナの統治機構支援			
公共管理·公務員制度改革	パレスチナ自治政府の再建と公共事業体の合理化支援	5,000,000	722,000	2,000,000
ヘブロンの水・衛生	地方自治体のサービスとガバナンス向上のためのコミュニティ開発	5,000,000	1,985,666	1,400,000
NNRWA への技術協力	ガザ現地事務所での教育・医療・登録システムに対する支援	3,750,000	1,113,000	1,360,000
液体比重測定プロジェクト	液体比重のモニタリング能力の向上	450,000	0	450,000
一次医療の管理・運営	一次医療従事者に対する大学院レベル訓練	2,204,777	670,872	200,000
小規模プロジェクト	法律の整合性確保など	3,510,000	437,000	200,000
経済政策プログラム3	経済・貿易政策策定支援	1,015,000	364,902	20,000
パレスチナ医療救済委員会組合	公的機関・民間における女性のための一次医療サービスの向上	1,201,904	296,285	未定
医療・保健行政の強化	保健省の能力・システムの向上	3,600,000	380,991	0
人道・開発援助のより効果的な分配				
緊急直接財政支援	パレスチナ自治政府の2004年度財政赤字補填	7,200,000	0	7,200,000
UNRWA ジェニン・キャンプ復旧	難民の住宅の再建・修復	000,786	533,049	460,000
小規模無償資金協力スキーム	小規模コミュニティ・プロジェクト	毎年度の政府決定による	400,000	400,000
小規模プロジェクト	NGO が実施するプロジェクトに対する支援	2,467,000	1,060,000	375,000
パレスチナ中央統計局	統計策定能力の向上	000'002	0	300,000
貧困層の参加を得た参加型計画	貧困層の支援を目的とした国家・地方・セクター・プラン	1,000,000		300,000
UNRWA 緊急事態アピール	西岸・ガザにおける社会福祉援助	毎年度の政府決定による	2,500,000	米記
パレスチナ自治政府の対 UNRWA 債務帳消し	パレスチナ自治政府の UNRWA に対する付加価値税債務の支払い支援	5,000,000	5,000,000	0
世銀による NGO のキャパシティ・ビ ルディング	パレスチナ NGO のサービス供給能力向上	4,500,000	2,000,000	0
総計			40,185,981	26,445,000
通貨単位にポンド(出典・英国国際開	通貨単付はポンド(出典:英国国際開発庁(DEID)国別支援計画パレスチナ)			

通貨単位はポンド(出典:英国国際開発庁(DFID)国別支援計画バレスチナ)

JICA

特定テーマ評価「パレスチナ難民支援評価」

■報告書目次■

要旨

- 第1章 パレスチナ難民評価の概要
- 第2章 パレスチナ難民問題をめぐる基本認識と現状
- 第3章 国連パレスチナ難民救済機関(UNRWA)
- 第4章 日本以外のドナーによるパレスチナ難民支援
- 第5章 日本によるパレスチナ難民支援の概要
- 第6章 これまでのJICAのパレスチナ難民支援に対する評価
- 第7章 今後のパレスチナ難民支援



草の根・人間の安全保障無償で日本が支援したシリア国内の UNRWA コミュニティーセンター

独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」)は、1985年以降 UNRWA (国連パレスチナ難民救済機関)を通じてパレスチナ難民のための技術協力(研修員の受入れ、専門家・シニア海外ボランティア・青年海外協力隊の派遣)を実施してきている。

将来的なイスラエル・パレスチナの二国家平和共存に向けて対パレスチナ支援に取り組む上で不可欠な要素であるパレスチナ情勢は新たな局面を迎えているが、パレスチナに対して、日本政府は2005年5月に1億ドルの対パレスチナ支援をコミットする等、中東和平プロセスで積極的な役割を果たしていく旨を表明している。対パレスチナ支援におけるJICAの役割拡大が期待される中、パレスチナ難民問題にJICAがどのように対処するかが今後の重要な課題となっている。

特定テーマ評価「パレスチナ難民支援評価」は、 JICA のこれまでのパレスチナ難民に対する支援を 評価し、協力の成果を把握した上で、パレスチナ難 民の現状を分析することによって、JICA協力のあり 方を再検討し、今後のパレスチナ支援、中東地域支 援の戦略策定に反映させることを目的として、2005 年7月~9月にかけて実施された。

国連パレスチナ難民救済機関(UNRWA)・ パレスチナ難民問題をめぐる 基本認識と現状

パレスチナ難民とは1946年6月から1948年5月までの2年の間にパレスチナを通常の住居としたことがあり、第一次中東戦争(1948~49年)の結果、西岸、ガザ、ヨルダン、シリア、レバノンに避難した者、及びその子孫と定めている。UNRWAは、これらのパレスチナ難民を支援するため、1949年12月の国連総会決議302号(IV)に基づき設立され、1950年よりその活動を開始した。

UNRWA の公式難民キャンプに居住する難民に対しては、UNRWA が保健、教育、そして救済・社会事業を

中心にサービスを提供している。UNRWA 難民数は、1950年の91万4,221人から、その後増加を続け2005年3月31日には425万人を超えている。パレスチナ難民の60-70%が貧困層である他、周辺国ではヨルダンのように人口の30%以上をパレスチナ難民が占める地域もあり、難民受入国での社会的影響や難民への長期にわたる生活・福祉支援などが大きな課題となっている。

今日のパレスチナ難民キャンプは、多くの場合、周辺コミュニティと識別することは困難で、特にヨルダンでは難民キャンプの住人の多くは受入国市民と同じような住居に住み、程度の差こそあれ、受入国市民に近い生活を送っている。しかしながら受入国市民に近い生活を送っている。しかしながら一般的に他国では、難民キャンプ内の生活環境・経済状況はいまだ厳しい。キャンプ内の人口密度は高く、インフラが完全ではないところが多く、また1991年の湾岸戦争、インティファーダ、そしてイスラエルの分離政策の影響を受けて、特に西岸・ガザ地区及びレバノンに居住するパレスチナ難民の生活環境は一層厳しくなっている。

日本によるパレスチナ難民支援の概要

日本は、UNRWA に対し、国連に加盟する以前の 1953 年から拠出を行っている。日本政府は、パレスチナ問題が中東地域において最大の不安定要素であるとの認識から、UNRWA を通じたパレスチナ難民支援は、人道上のみならず、同地域の安定維持のためにも必要不可欠であると考えている。1953 年から 2005 年 3 月までの日本の拠出実績合計は、4 億 9,942 万米ドルとなっている。

日本政府は拠出金に加え、食糧援助や草の根・人間の安全保障無償資金協力、さらには JICA を通じた技術協力を UNRWA に対し実施している。1985~2004年まで、JICA は 246人の研修員を UNRWA から受け入れると共に、1986~2004年まで、UNRWA に対して 14名の専門家を派遣した。加えて 2003年より7名のシ



ニア海外ボランティア、2000年より28名の青年海外協力隊員をシリア政府との二国間技術協力の枠組みを通じて、UNRWAに派遣している。(2006年3月現在)

JICA のパレスチナ難民支援に対する評価

本評価では、①戦略性(パレスチナ難民支援に関する戦略が策定されていたか、UNRWA を通じた支援と二国間支援はどのように連携しているか)、②裨益性(パレスチナ難民や難民キャンプに対してどのような効果があったか)、③インパクト(パレスチナ難民に対する支援が受入国や社会に対してどのような波及効果を与えているか)の視点からこれまでのJICAのパレスチナ難民支援を評価した。

戦略性に関しては、わが国としては、これまで長期的・包括的なパレスチナ難民支援プログラムを策定したことはないが、ODA 大綱に平和構築が重点課題の一つして明記され、難民支援が平和構築支援の一要素として明確に位置付けられることにななったことも踏まえ、今後は包括的なパレスチナ支援の中でとも踏まえ、今後は包括的なパレスチナ支援の中にを支援に如何に取り組むかという視点が重要とことを考えられる。なお、UNRWA を通じた支援と二国間支援の連携としては、JICAのジェリコ地域開発技術協力プロジェクト(母子保健)において、難民キャンプを管轄している UNRWA がキャンプ内で JICAが実施するプロジェクトと同様の活動を展開することにより、難民と地域住民の両方が裨益するような取り組みが行われている。

次に裨益性であるが、技術協力、緊急無償、草の 根無償資金協力のプロジェクトはいずれもパレスチ ナ難民社会に対し、職業訓練、地域保健、コミュニ ティ開発、ジェンダー、環境・衛生等それぞれの分 野において効果を与えていた。具体的には、シリア では 10 年以上にわたる職業訓練の専門家の派遣を 基礎として、現在シニア海外ボランティアが職業訓 練指導員に対する技術指導を行っている。また、職業 訓練センターに供与された日本の機材が蓄積・拡充 されており、日本の機材を前提として職業訓練のシ ラバスやカリキュラムの変更も行われている。さら にシリアの小学校教育(音楽・体育)への青年海外 協力隊員は、学校での教育活動に加え、イベントを 通じたパレスチナ教員同士のネットワーク作り、教 科書配布や指導員に対するグループ指導を通じた教 員への体系的な技術移転に取り組んでおり、その技 術移転効果は派遣されているそれぞれの学校にとど まらず、難民キャンプ全体に裨益しつつある。また、 ヨルダンにおいても同様に、JICA の専門家派遣を通 じて、シラバスに看護士の訓練コースなどの新訓練 課程が加わり、カリキュラムも改善された。さらに、 JICA による研修員の受入れを通じて、職業訓練指導 員の技能・知識が向上し、教授手法においても共同作 業や精神面での訓練などが取り入れられた。

インパクトについては、UNRWA に対する支援は、 日本のパレスチナ難民問題に対するコミットメント を国際社会やパレスチナ難民に示す上で効果的であ ると考えられる。また拠出金に加えて、技術協力は 「顔が見える援助」として効果的であることが現地 調査で確認された。特に、シリアにおいては現在多 くのシニア海外ボランティアや青年海外協力隊員が 派遣されており、これがシリアのパレスチナ難民社 会における日本のプレゼンスやパレスチナ難民問題 に対する日本のコミットメントの強さを示している と受け取られていた。また、研修員受入れは、研修 による技術・知識の習得・向上といった開発目的に 加え、日本に対する親近感が増す、また研修を通じ て日本がパレスチナ問題に対し関心をもって取り組 んでいることが理解されるといった開発目的を超え る効果が確認された。

今後のパレスチナ難民支援(提言)

パレスチナ難民の法的地位や社会経済状況に加え て、パレスチナ難民に対するUNRWAを通じた援助や二 国間援助についても、受入国それぞれで考え方が異 なっていることから、パレスチナ難民に対する戦略 的支援のあり方としては、受入国であるシリア、レ バノン、ヨルダン、パレスチナへの支援に国別アプ ローチを採用することが重要である。具体的には、 1) パレスチナ(西岸、ガザ)に対しては、将来的に UNRWAの機能がパレスチナ自治政府に移行すること を念頭に置きつつ二国間援助を中心とした支援を行 う。2) レバノンに対しては人道支援の観点から支援 を行うこととし、UNRWAを通じた支援を手厚くするべ きである。3) シリアは二国間援助の枠組みの中で UNRWAに対し支援することを歓迎しており、この状況 を積極的に活用し、その上でUNRWAに対する支援が、 難民社会を超えてシリア国民にも波及するよう配慮 することが重要である。4) ヨルダンに対しては、二 国間援助が難民キャンプやパレスチナ難民に然るべ く裨益するよう配慮することが望ましい。

またパレスチナ難民支援を計画・実施する際には、 人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅 威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現する ために、人間中心の視点を重視する「人間の安全保 障」の視点にたったパレスチナ難民支援を対パレス チナ支援計画に位置づけることが重要である。

本評価の結果もふまえて、JICA は引き続きパレスチナ 難民のニーズの把握に努めると共に、支援を拡充する方策 について検討を進めている。

本件に関するお問い合わせ先:

JICA 中東・欧州部 中東第一チーム FAX:03-5352-8637、E-mail: jica5R@jica.go.jp *報告書は以下からダウンロード可能です。 http://www.jica.go.jp/evaluation/index.html